

(I3-5) 外部理事及び外部監事候補者推薦規則

(2026年3月13日 制 定)

(総則)

第1条 この規則は、土木学会役員候補者選考規則第7条及び正副会長会議運営規則第4条第2項の規定による外部理事及び外部監事候補者（以下「候補者」という。）の推薦について定める。

(推薦の方法及び手続)

第2条 正副会長会議は、外部理事及び外部監事候補者推薦の手続きを進めるため、推薦依頼先を選定し、候補者の推薦依頼を行う。

2 候補者の選考にあたり、次の各号に掲げる者は、別紙様式により、正副会長会議に候補者を推薦することができる。

(1) 理事

(2) 支部長（海外支部長を除く）

3 前項に掲げる者は、候補者の選考を必要とする年度にその任にある者に限る。

4 正副会長会議は、推薦された候補者について、総合的に判断し、役員候補者選考委員会に[各](#)1名の候補者を推薦する。

(規則の変更)

第3条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則（2026年3月13日 理事会議決） この規則は、令和8年度定時総会において定款の改正が承認された日から施行する。